

大分県報

平成二十九年

第二九一五号

九月十二日

（火曜日）

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請（二件）……………一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（二件）……………二
森林病虫害等防除法第五条第二項の命令の内容となる事項……………三
家畜人工授精講習会の開催……………四
土地改良区の役員の就退任（二件）……………四

告示

大分県告示第五百三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十九年九月十二日

大分県知事 広瀬貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成二十九年八月二十三日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 S M I S（スマイス）
- 三 代表者の氏名
岡本 依大
- 四 主たる事務所の所在地
大分市大字羽屋二十一番一号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、バック・アップの医療機関等と連携し、スポーツを通して、全ての人々が、相互の友情を育てることを目的とする。
特に、高齢化の進む社会環境の中で、高齢者の健康維持とライフ・サイクルの充実を図る為に、スポーツ並びにメデイカル・ケア教室の開催と普及を目指す。
更に、医療従事者や指導者の資質向上の為に指導者研修会の開催や要請を併せて行う。
併せて、軽度の要介護を必要とする高齢者に対して、重篤な介護度に至らぬよう介護支援事業を行う。
亦、国内外のスポーツ大会や医療協議会への積極的参加・派遣を通じて国際親善を図り、全ての人々の健康でゆとりある幸せな生活の実現に寄与することを目的とする。

- 六 定款変更の内容
事業の変更
会議に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第五百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十九年九月十二日

大分県知事 広瀬貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成二十九年八月二十五日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 N P O 観光コア
- 三 代表者の氏名
尾野 徹
- 四 主たる事務所の所在地
大分市金池町二丁目一番十四号
- 五 定款に記載された目的
この法人はIT（情報通信技術）等を活用し、地域の観光情報を域内外に広く強く発信、あるいは来客観光客へのタイムリーな観光情報の提供等を行い、地域の素晴らしさや楽しさをネアカ、ハキハキ、マエムキに広報することを目的とする。
また、その趣旨に賛同する個人や団体のIT支援を行い、地域の素晴らしさを情報発信

することが素敵で楽しいことだと実感されるよう、更には、観光が人と人との素晴らしい出会いを育むように支援し、快活なコミュニケーションが産みだす心豊かな地域社会づくりを目指す。

- 六 定款変更の内容
- 役員に関する事項の変更
- 公告の方法の変更

大分県告示第五百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年九月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス杵築店
杵築市大字大内字塩浜四千五百三十一番地一 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社
代表取締役 橘 正喜
東京都千代田区丸の内一丁目三番二号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 川 村 嘉 則
変更後 代表取締役 橘 正 喜
- 4 変更の年月日
平成二十九年六月二十八日
- 二 届出年月日
平成二十九年八月二十一日
- 三 関係書類の縦覧
1 縦覧期間
平成二十九年九月十二日から平成三十年一月十二日まで

- 2 縦覧場所
大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局
- 四 その他
法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年一月十二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県東部振興局に提出しなければならぬ。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年九月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルシヨク餅ヶ浜店
別府市餅ヶ浜町七番十号 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社マルシヨク
代表取締役 佐 藤 秀 晴
大分市東春日町十三番十一号
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
（一）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前十時
閉店時刻 午前七時
変更後 開店時刻 午前七時
閉店時刻 午前七時
（二）来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 駐車場No.一 午前九時三十分から午前零時三十分まで

駐車場No.二 午前九時三十分から午前零時三十分まで

駐車場No.三 午前九時三十分から午後十時まで

変更後 駐車場No.一 午前六時三十分から午前零時三十分まで

駐車場No.二 午前六時三十分から午前零時三十分まで

駐車場No.三 午前六時三十分から午後十時まで

4 変更する年月日

平成二十九年八月二十九日

二 届出年月日

平成二十九年八月二十二日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年九月十二日から平成三十年一月十二日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年一月十二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県東部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百四十三号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同法第五条第二項の規定による特別伐倒駆除命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において森林若しくは樹木等を所有し、又は管理する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

平成二十九年九月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 区域及び期間

1 区域

杵築市、国東市及び佐伯市の区域内に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 期間

平成二十九年十月十日から平成三十年二月二十八日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が附着している樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び破砕又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）を行うこと。

四 命令をしようとする理由

一の1に定める区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置について、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合には、十五ミリメートル）以下になるように破砕を行うこと。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

4 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

5 知事は、4の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

